

令和 2 年 11 月 30 日付処分

所属	企画経営部情報管理課
職位	参事
年齢・性別	45 歳・男性
根拠法令	地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号並びに玉名市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例
処分内容	懲戒免職
処分理由	<p>令和 2 年 11 月 7 日午前 1 時 47 分頃、酒を飲んだ状態で自家用車を運転、J R 玉名駅近くの市道で金属製の柵などに衝突し、目撃者の通報で到着した警察官により、呼気から基準値の 5 倍を超えるアルコール濃度 (0.82 mg / l) が検出され、酒酔い運転で現行犯逮捕された。</p> <p>このことは、法律を守るべき立場にある市職員としてあるまじき行為であり、全体の奉仕者たる公務員の自覚に全く欠けるもので、地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号 (法令等に従う義務に違反した場合) 及び第 3 号 (全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合) 並びに玉名市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の規定に基づき、懲戒免職処分を行った。</p>

令和 2 年 11 月 30 日付処分

所属	企画経営部情報管理課
職位	課長
年齢・性別	50 歳代・男性
根拠法令	地方公務員法第 29 条第 1 項第 2 号並びに玉名市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例
処分内容	戒告
処分理由	<p>本年 7 月に市職員が酒気帯び運転により 6 か月の停職処分を受け、全職員綱紀粛正に努めている中、部下職員が物損事故のうえ酒酔い運転で逮捕され、11 月 30 日付で懲戒免職処分となったことは、市民に対して市職員の信用を失墮させる行為として重大で、職務とは関係ない宴席であったものの、管理監督者として飲酒運転を起こさないように適切な指導を怠っていたものである。</p> <p>よって、地方公務員法第 29 条第 1 項第 2 号（職務上の義務に違反した場合）並びに玉名市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の規定に基づき、戒告処分を行った。</p>

※管理監督者責任として、同日付で企画経営部長を文書訓告、その他上司 2 名に嚴重注意した。